

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年4月1日

市川市長 村越 祐民

1. 協議の場を設けた区域の範囲

市川市全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営対数

法人	0 経営体
個人	41 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

今後の活用について検討していく

6. 地域農業の将来のあり方

本市においては以下の取り組みを行うことにより、地域の農業振興を図る。

- ・複合化
- ・6次産業化
- ・高付加価値化
- ・地産地消の推進
- ・近隣住民との交流（農業理解の促進）
- ・低コスト化（生産者の農業技術、知識向上による生産コストの低減）
- ・販売ルートの発掘
- ・アイデアや工夫による市場に頼らない経営手法
- ・消費者ニーズを捉えた企画力や商品提案力の向上
- ・経営手法の向上
- ・適正な価格設定